

おtagaいさま ふくしプラン

# 第1期 多賀城市地域福祉活動計画

(令和3年度～令和7年度)

ともに 支え合い  
みんなが安心して暮らす まちづくり



社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会

～ お t a g a いさま い・く・しプランとは ～

人と人は「気になる存在」から始まり

そこから「気かけ合う仲」になって

「つながる」ことで

ちょっとした困りごとがあると

「支えたり・支えられたり」ほど良い関係ができて

「それは、お t a g a (互) いさまだよ。」と

気軽に言うことができる い・だんの くらしの しあわせ を目指す

多賀城市の地域福祉活動計画の親しみを込めた呼び名です



## 計画の策定に当たって

多賀城市社会福祉協議会は昭和 28 年 4 月に設立以来、今日まで約 70 年に渡り、市民福祉向上のため多様な福祉活動に携ってまいりました。

この間、我が国は少子高齢化が進行し人口減少社会が本格化することに伴って、人々の暮らしの基盤である地域社会の環境が大きく変わりつつあり、新たな福祉ニーズや課題が生じています。

国ではこれらの課題解決のため、「地域共生社会」の実現を提起し、多賀城市においても、その実現に向けて様々な取組みを展開しようとしています。

我々多賀城市社会福祉協議会も多賀城市における「地域共生社会」実現に向け、地域住民の皆さんとともに多様な組織・関係者と連携・協働して地域生活課題解決のための活動を展開してまいります。

そのためにも、この度、多賀城市の策定する「第 4 期多賀城市地域福祉計画」と連携した、地域住民・活動者・事業者等が関わる地域福祉推進のアクションプランである「第 1 期多賀城市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

今後とも、計画の基本理念である『ともに支え合い みんなが安心して暮らすまちづくり』の実現に向け、市民の皆様をはじめ関係者の方々のより一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり御協力をいただきました多賀城市地域福祉活動計画策定委員の皆様並びに住民座談会に御協力いただきました多くの市民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会  
会長 松田孝昭

## 目 次

### 第1章 計画の策定について

- 1 計画の策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第2章 多賀城市の現状と課題について

- 1 市民アンケート調査から見える現状と課題・・・・・・・・ 8
- 2 地域福祉を取り巻く動向・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

### 第3章 多賀城市地域福祉活動計画について

- 1 基本理念と基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 3 基本目標の実現に向けた取り組み・・・・・・・・ 15

### 第4章 資料編

- 1 用語解説集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 2 多賀城市地域福祉活動計画策定に係る多賀城市地域福祉計画  
市民アンケートの分析結果について・・・・・・・・ 37
- 3 第2層協議体へのヒアリング結果について・・・・・・・・ 55
- 4 多賀城市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・・・・・・・・ 62
- 5 策定委員会での検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 6 多賀城市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿・・・・・・・・ 64
- 7 多賀城市地域福祉活動計画策定作業部会名簿・・・・・・・・ 65

—チェック—

文章中、下線が引かれている言葉については、用語解説集（P32～）に、解説がありますので、ご参考にお使いください。

## 第1章 計画の策定について

# 1、計画策定の趣旨

---

## (1) 策定の背景

私たちの国では、地域や家族同士で、「おたがいさま」の意識を持って、生活の様々な場面で助け合い、支え合ってきました。

ところが、少子高齢化・人口減少社会の到来に加え、急激な都市化や核家族化、共働き世帯の増加、プライバシー意識の高まりなどを背景として、家族同士の助け合いの機能や地域でのつながりが希薄化してきました。

家庭や地域での支え合いの基盤も弱くなる中、高齢者世帯、独居世帯のみならず、社会的に孤立し、必要な社会資源につなげることができない方々が多くなってきています。

それによって、引きこもりや<sup>はちまるごーまる</sup>8050問題、生活困窮者の増加や貧困の連鎖など、様々な課題が絡みあって複雑化し、個人だけでなく世帯として複数の分野にまたがる課題を抱える方々が多くなってきています。また一方では、人口減少に伴い、民生委員・児童委員や自治会・町内会における地域活動等の担い手の減少や高齢化も顕著になっています。

このような状況を踏まえ、国では「一億総活躍プラン」の福祉分野の取組みとして「地域共生社会」の実現を提起し、地域における新たなつながりを再構築する事が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によって、これまでの対面・集合を基本とする地域福祉活動や福祉サービスの提供が大きな制約を受けている現状は非常に深刻なものです。

誰もが他人事ではなく感染の当事者になり得、感染防止のため、人と人とがお互いに距離をとり接触の機会を減らすこと（ソーシャルディスタンス）が求められている中でいかにつながりを保ち、作り出していくか模索していくことが必要不可欠です。

改めて、誰もが役割をもち、認め合い、支えあうことで、離れていてもつながりを保ち、孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるような地域づくりが求められています。

## (2) 策定の目的

これらの地域を取り巻く様々な課題は、公的な取組みだけでは対応することが困難なこともあり、改めて身近な地域での支え合いや担い手の育成などの必要性が叫ばれています。

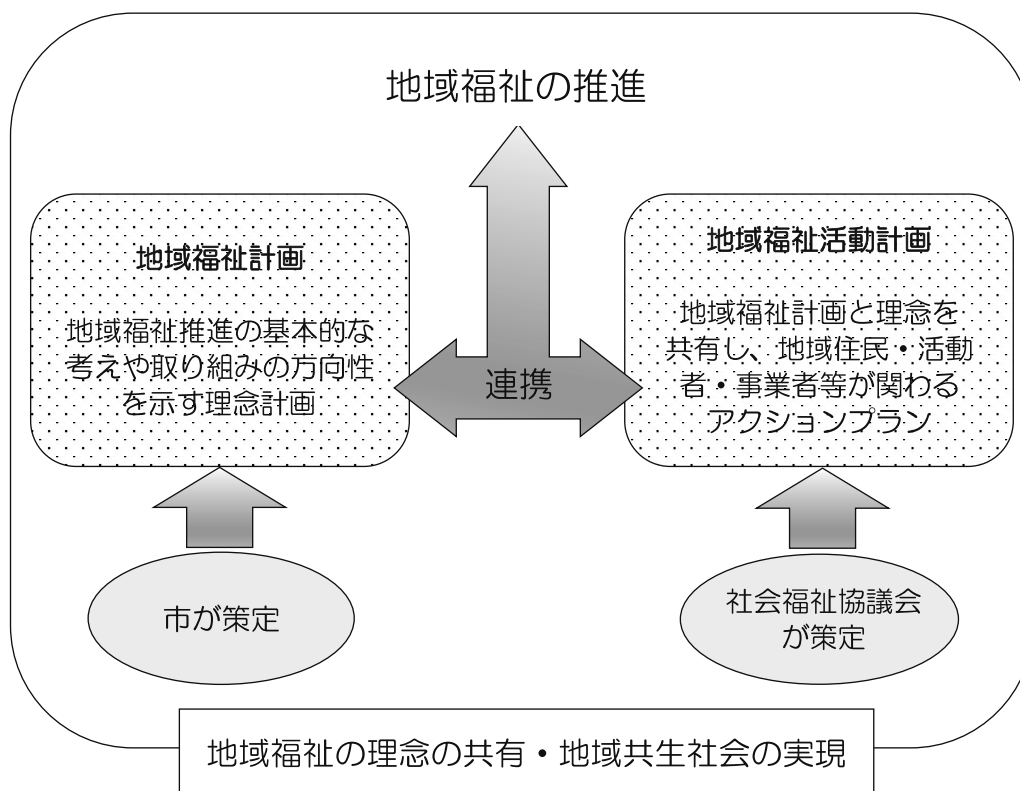
そのため、社会情勢の変化や、国の制度改正等も踏まえつつ、地域住民や各種団体、事業者等が相互に連携し助け合い、これまで以上に地域福祉を推進し、誰もが身近な地域で、いきいきと安心して暮らせるまちづくりを目指すため、「多賀城市地域福祉活動計画」を策定するものです。

## 2、計画の位置付け

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条に基づく計画で、地域福祉推進の基本的な考えや取り組みの方向性を示し、その施策を展開していくうえでの体系や基本となる項目を定めるもので、福祉に関する総合計画の役割を担うものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画との共通の理念のもと、地域住民の主体性の喚起を軸とした活動をするための計画であり、「方向性・枠組み」をもった地域福祉計画と、「活動・実践」するための活動計画、この2つの計画をもって、地域福祉を進める両輪となることが求められています。

(両計画の関係性)



### 3、計画の実施期間

---

第1期目となる本計画は、多賀城市地域福祉計画と足並みを揃え、令和3年度から令和7年度までの5年間を実施期間とします。また、その期間の終わりまでに、次期（第2期）計画の策定を行います。



### 4、計画の策定体制

---

#### (1) 地域福祉活動計画策定委員会の設置

計画を策定するに当たり、幅広い見地から意見を頂戴することを目的に、学識経験者、地域住民、福祉団体、福祉事業者等からの参画により、11名の委員で構成する「多賀城市地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

#### (2) 意見把握・聴取

##### ア、市民アンケートの分析

コロナ禍にあって、改めて多くの住民の皆さんに集まっていただき、意見をお聞きすることは出来ませんでした。地域福祉計画策定に係る市民アンケート結果の分析をとおして、課題の発見など住民ニーズの把握に努めました。

##### イ、第2層協議体への参加

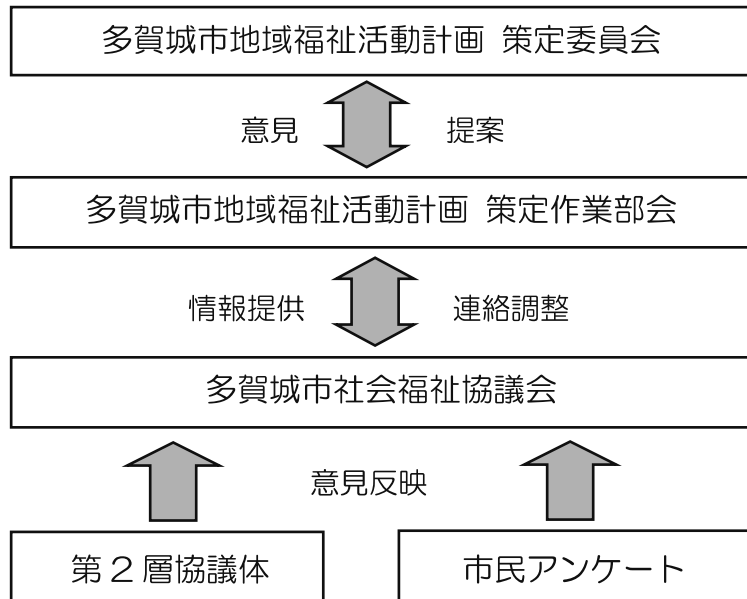
西部・中央・東部の市内3地区の地域包括支援センター単位で設置・開催されている第2層協議体の集まりに参加し、地域の福祉の現状やニーズの把握に努めました。



### (3) 地域福祉活動計画策定作業部会の設置

多賀城市社会福祉協議会の職員で構成した、策定作業を進めるためのデータ分析や資料作成等を行うための作業部会を設置しました。

(策定体制の関係図)



ミニ情報 —社会福祉協議会とは—

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置されており、地域福祉推進の中核としての役割を担う非営利の民間組織のこと。

住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしたいという思いを形にするために、住民主体を原則として、ともに支え合える仕組みづくりを進める組織のこと。

略して、「社協」とも呼ばれています。



## 第2章 多賀城市の現状と課題について

# 1、市民アンケート調査から見える現状と課題

---

## (1) 現状と課題の把握について

多賀城市における地域福祉の現状と課題の把握に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、改めて多くの方を集め住民座談会を開催することは出来ませんでした。

そのような状況の中、多賀城市の実施した無作為抽出の市民アンケートが充実していることから、その調査結果から地域住民の意識の把握を行い、福祉ニーズを捉えることを目的として、以下の2つの取組みを実施しました。

### ① 多賀城市地域福祉計画市民アンケートの分析

調査対象者：令和2年1月1日時点で本市に居住する20歳以上の住民から  
男女2,000人の無作為抽出

調査実施期間：令和2年2月21日から令和2年3月13日

配布件数：2,000件 回収数：1,058件 有効回収率：52.9%

### ② 第2層協議体への市民アンケート調査結果を用いたヒアリング

開催場所・日程等

地域	名称	参加人数	日時・場所
中央	たがわっか	11名	9/25(金) 13:30～ 社協2階会議室
西部	高橋となりぐみ	7名	9/29(火) 18:30～ 高橋地区生活センター
東部	あすなろう会	12名	10/27(火) 14:00～ 鶴ヶ谷住宅集会所

※ 市民アンケートの全項目については、多賀城市ホームページ内の「[市政情報](#) > [施策・計画](#) > [各種計画・方針](#) > [多賀城市地域福祉計画等策定委員会](#)」にある、第1回策定委員会【会議資料】「統計資料2 多賀城市地域福祉計画市民アンケート調査報告書」を参照してください。

## (2) 調査結果の概要について

前述の二つの取組みを通して、把握できた現状と課題の概要については以下のとおりであり、計画の策定に反映させます。

なお、調査結果の詳細については、「第4章 資料編」の「2、多賀城市地域福祉活動計画策定に係る多賀城市地域福祉計画市民アンケートの分析結果について」及び「3、第2層協議体へのヒアリング結果について」をご覧ください。

### ① 地域との関わりについて

多くの市民の皆さんは、「互いに訪問しあったり、立ち話をしたりする。」など、地域や近所との付き合いは普段から行っています。しかし、75歳以上になると、立ち話をする方の割合が減り、ほとんど付き合いがなくなる方の割合が増加傾向にあることが分かりました。

また、比較的居住年数が短い方は、近所ともっと親しくしていきたいと思っているようです。このことから、地域や近所で「手伝ってあげたい。」「手伝って欲しい。」と思っても、普段からの付き合いによる信頼が築けていなければ、言いづらいことがうかがえます。

しかし、心の中では誰もが孤立することなく支え合えるまちづくりやつながりを求めしており、「普段から顔の見える近所付き合い」の必要性が、調査分析から分かりました。

### ② ボランティア活動や市民活動について

ボランティア活動とは、どこかの団体に属したり、目標をかざし目的に向かって活動しているものがボランティアや市民活動と思っている住民の皆さんが多くいました。

しかし日常生活のなかでの「ごみ出しの手伝い」や、「玄関先のほうき掃き」、「雪の日の雪かき」など、気軽でちょっとしたお手伝いも、立派なボランティア活動であるといった意識を育んでいく必要があることが調査分析から分かりました。

### ③ 多賀城市の保健福祉サービスについて

現代社会においては制度や福祉サービスを利用するとともに、住民同士での身近な助け合いや支え合いを地域全体で実践していくことについての理解を求められてきています。

多賀城市が実施した市民アンケートでは、福祉分野で特に力を入れて取り組むべき施策として、「ボランティア意識の醸成」や「地域交流事業の促進」「生活困窮者への経済

的支援施策」の期待度が比較的低い結果となりましたが、これからの社会が目指す方向を見据えた場合、それらの取り組みは重要なものとなります。

また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等は、地域福祉の推進役として、その時代に必要な福祉施策の考え方や理解を市民に広く浸透させていく必要があります。

しかしながら、多賀城市社会福祉協議会や民生委員・児童委員の認知度は決して高いものではない結果も出ており、住民同士でのインフォーマルな取り組みの推進とともに、自分たちのことをもっと市民に知ってもらうために、今まで以上により一層励まなくてはいけないことが調査分析から分かりました。

## 2、地域福祉を取り巻く動向

---

誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現のため、国が「一億総活躍プラン」を制定し、その中で「地域共生社会」の考え方が示されましたが、平成29年6月改正の社会福祉法によって、市町村に求められるものとして、包括的な支援体制の構築についての考えが示されました。

包括的な支援体制とは、① 地域の課題を他人事ではなく自分事として捉えて、住民自身がその課題の解決に向けて取り組んでいくこと ② 住民に身近な場所で様々な主体が連携し相談を受け止めることができる仕組み作り ③ 地域での取り組みだけでは解決が困難な課題を専門機関・関係機関の連携を強化することで丸ごと受け止めることができる仕組み作り、の3項目から成るものですが、複雑化・多様化している課題を抱える住民、さらには世帯全体を支えるための取り組みです。

さらに、その体制整備についてより一層推進するために、令和3年4月施行の改正社会福祉法によって「重層的支援体制整備事業」（相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施）が任意事業として行うことが可能となりました。

他方では、判断能力が十分でない方々のため後見人等が契約や財産管理等を行うことで、ご本人の権利を守ることを目的とする成年後見制度の利用が十分に進んでいない状況があり、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

多賀城市においても、地域において出来るだけ自立した生活を守るために、これらについて今後の課題として取り組んでいく必要があります。